J:COM TV フレックス特約

第 1 条（特約の適用）

1. 当社は、この J:COM TV フレックス特約（以下「この特約」といいます。）に基づき、J:COM TV フレックスを提供します。
2. この特約に記載が無い事項に関しては、J:COM TV サービス加入契約約款（以下「J:COM TV 約款」といいます。）を適用し、この特約と J:COM TV 約款の内容に異なる事項がある場合は、この特約を優先して適用します。

第 2 条（特約の変更）

1. 当社は、この特約を変更する場合には、J:COM TV 約款の定めに従い行うものとします。
2. 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第 3 条（用語の定義）

この特約において使用する用語は、放送法等、当社の提供サービスに関連する法律において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

	用語	用語の意味
(1)	契約者	当社と J:COM TV フレックスの加入契約を締結した者
(2)	Netflix 社	Netflix 合同会社
(3)	Netflix サービス	Netflix 社が提供する定額制動画配信サービス「Netflix」
(4)	ディズニー社	ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社
(5)	ディズニープラスサービス	ディズニー社が提供する定額制映像サービス「Disney+」
(6)	加入者番号	当社にて加入者ごとに採番しているお客さま番号

第 4 条（J:COM TV フレックスの内容）

1. 当社は、以下の内容により J:COM TV フレックスを提供します。なお、チャンネルラインアップ等の各種サービス内容詳細は、別に定めることとします。
   （1）基本サービス
   ・地上波デジタル放送および BS デジタル放送
   ・データ放送、J:COM STREAM 等の双方向サービス
   （2）専門チャンネルサービス
   ・チャンネルパック A もしくは B より 1 つを選択しご視聴いただけます。
   ・視聴するチャンネルパックは当社が定める方法にてご申告いただくことにより 1 ヶ月単位での変更が可能です。この場合、ご申告をいただいた翌月より変更が可能です。
   ・当社は A または B のチャンネルラインアップを予告なく変更することがあります。

（3）ネット動画サービス

・Netflix サービスもしくはディズニープラスサービス（以下、「ネット動画サービス」といいます。）より 1 つを選択しご利用いただけます。

・上記の選択されたネット動画サービスの対象プランによって、J:COM TV 約款 料金表 I に規定する J:COM TV フレックスの番組利用料（以下、「フレックス番組利用料」といいます。）とは別に、同料金表 I の中の別表 1 に規定するネット動画サービスの対象プランごとの追加利用料（月額）（以下、「ネット動画サービス追加利用料」といいます。）の支払いを要します。
ただし、Netflix の広告つきスタンダードプランを選択された場合は、追加利用料は発生いたしません。

・J:COM TV フレックスによりご利用頂ける Netflix サービスは、広告つきスタンダードプラン、スタンダードプラン、プレミアムプランとなります。

・J:COM TV フレックスによりご利用頂けるディズニープラスサービスは、ディズニープラスプレミアムプランとなります。

・当社は、フレックス番組利用料およびネット動画サービス追加利用料を、J:COM TV 約款およびこの特約に基づき、契約者に事前に通知または周知することにより変更することがあります。

・ネット動画サービス追加利用料の起算日および支払方法等は、フレックス番組利用料の支払い方法等に準じます。

・Netflix サービスもしくはディズニープラスサービスを利用するには、当社が指定する方法にて Netflix アカウントもしくはディズニープラスアカウント（以下、これらを総称して「アカウント」といいます。）の新規作成または既存アカウントの引継ぎが必要です。アカウントの新規作成または既存アカウントの引継ぎがなされない場合においても、当社の責に帰すべき場合を除き、契約者はフレックス番組利用料およびネット動画サービス追加利用料の支払いは免れないものとします。

・利用するネット動画サービスは、当社が定める方法にてご申告いただくことにより、1 ヶ月単位での変更が可能です。この場合、ご申告をいただいた翌月より変更が可能です。

2. J:COM TV 約款の定めにかかわらず、契約者は、J:COM TV フレックスの一時停止を行うことはできません。
3. 契約者が Netflix サービスとディズニープラスサービスの両サービスをご利用いただく場合、J:COM TV フレックスでいずれかを選択していただき、もう一方のサービスを J:COM まとめ請求にてご利用いただきます。

第 5 条（J:COM TV フレックスの提供条件）

J:COM TV フレックスのご利用には、当社が別に定めるネット動画サービスの視聴が可能なセットトップボックス（J:COM LINK 等）のご契約が必要です。

第 6 条（申込の方法）

1. J:COM TV フレックスへの申込みの方法は、J:COM TV 約款の定めに準じます。

2. J:COM TV フレックスの基本サービスおよび専門チャンネルサービスに係る契約は、工事が完了したとき、または放送サービスの種類の変更を行う場合はその変更が完了したときに契約が成立するものとします。

3. J:COM TV フレックスのネット動画サービスに係る契約は、本条第 1 項による申込みに基づき、当社がこれに承諾したときに成立するものとします。ただし、当社が指定する期日までに J:COM TV フレックスの基本サービスおよび専門チャンネルサービスに係る契約が成立しない場合には、J:COM TV フレックスのネット動画サービスに係る契約は、遡及的に消滅するものとします。
4. J:COM TV フレックスのサービス提供開始日は、基本サービス、専門チャンネルサービスおよびネット動画サービスに係る全ての契約が成立した日とします。
5. 契約者は、J:COM TV フレックスの申込みに際し、Netflix 社の定める利用規約（以下「Netflix 社規約」といいます。）およびディズニー社の定める利用規約（以下「ディズニー社規約」といいます。）への同意が必要です。予め Netflix 社規約およびディズニー社規約に同意されない場合、J:COM TV フレックスをお申込み、およびご利用いただくことはできません。
   (1) 【Netflix 社規約：https://help.netflix.com/legal/termsofuse】
   (2) 【ディズニー社規約：https://www.disneyplus.com/ja-jp/legal/disney+】
6. Netflix 社は、Netflix 社規約の定めに従い、Netflix 社規約を変更することがあります。Netflix 社規約が変更された場合、この特約で当社が特に定めている部分を除き、Netflix サービスの内容および提供条件は変更後の Netflix 社規約によるものとします。また、当社は、Netflix 社規約の変更または廃止により契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
7. ディズニー社は、ディズニー社規約の定めに従い、ディズニー社規約を変更することがあります。ディズニー社規約が変更された場合、この特約で当社が特に定めている部分を除き、ディズニープラスサービスの内容および提供条件は変更後のディズニー社規約によるものとします。また、当社は、ディズニー社規約の変更または廃止により契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
8. 契約者は、ネット動画サービスを利用するために、JCOM 株式会社および当社が提供する「J:COM パーソナル ID」およびパスワードが必要となります。契約者に対しては、J:COM TV 約款およびこの規約の他に「J:COM パーソナル ID 利用規約」が適用されるものとします。

第 7 条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所または請求書の送付先、生年月日、性別、メールアドレス等の情報（以下「個人情報等」といいます。）を、当社が当社ホームページ上で公開するプライバシーポリシーの定めに準じて管理します。
2. 当社は、契約者の個人情報等を、J:COM TV フレックスおよびこれに関連するサービスの提供、運営、料金の請求および品質向上、マーケティング分析ならびに契約者にとって有益と考える情報（当社の提供する商品もしくはサービスに関する情報広告を含みますがこれに限りません。）の選定および配信の目的に利用します。
3. 当社は、以下の情報を契約者サポート、契約者への通知および J:COM TV フレックスを提供する目

的のため、契約者に代わって Netflix 社に第三者提供いたします。
(1) 加入者番号
(2) Netflix アカウント（メールアドレス）
(3) 電話番号

4. 当社は、利用者の加入者番号および契約に関する情報を契約者サポート、契約者への通知および J:COM TV フレックスを提供する目的のため、契約者に代わってディズニー社および米国法人である The Walt Disney Company に第三者提供いたします。
The Walt Disney Company は、個人情報の保護に際し、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置を全て講じています。その詳細は、The Walt Disney Company のプライバシーポリシーをご覧ください。また、The Walt Disney Company が所在する米国には、一部の州を除いて包括的な個人情報保護法令は存在しませんが、米国は APEC の CBPR システムに加盟しているため、個人情報の保護について概ね我が国と同等の保護が期待できると考えられています。また、当社が適切かつ合理的と考える方法で調査した限り、契約者の皆様の権利や利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度は見当たっておりません。
【The Walt Disney Company プライバシーポリシー：https://www.disneyplus.com/ja-jp/legal/プライバシーポリシー】
5. 当社は、以下の情報を契約者サポート、契約者への通知および J:COM TV フレックスを提供する目的のため、JCOM 株式会社と共同利用いたします。
(1) 加入者番号
(2) Netflix メンバーシップの開始日、終了日
(3) ディズニープラスサービスのサブスクリプション開始日、終了日
6. 前 3 項に基づく第三者提供および共同利用にかかる手段または方法は情報を暗号化し、情報交換対応者を限定したセキュアな交換方法とします。
7. 第 5 項に基づき、共同利用する個人情報は、申込書、インターネット、ハガキなどを通じて当社が取得したものし、その共同利用に係る責任者は、当社個人情報保護管理者とします。

（実施期日）
この改正規定は、2021 年 7 月 1 日から実施します。
この改正規定は、2022 年 9 月 28 日から実施します。
この改正規定は、2023 年 10 月 1 日から実施します。
この改正規定は、2023 年 12 月 1 日から実施します。
この改正規定は、2024 年 10 月 1 日から実施します。
この改正規定は、2025 年 5 月 1 日から実施します。
この改正規定は、2026 年 9 月 1 日から実施します。